

令和4年度第2回差別のない人権尊重の社会づくり協議会 会議録

- 1 日 時 令和4年12月12日（月）10:00～12:00
- 2 場 所 鳥取市役所本庁舎6階 第8会議室
- 3 出席者 《委員》牛尾柳一郎委員、佐藤淳子委員、谷口真澄委員、谷口麻有子委員、西村繁紀委員、福田克彦委員、藤野謙一委員、松田吉正委員、松ノ谷博委員、森山慎一委員、山口雅彦委員、山本朝子委員
《事務局》人権政策局長兼人権推進課長 谷口恭子
人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 川口寿弘
人権推進課 太田課長補佐、澤口主任、高山主任
- 4 会議内容：
■：議長発言、○：委員発言、●：事務局

議 事

【会長・副会長の互選について】

会 長：佐藤委員（事務局案） 委員全会一致 承認

副会長：福田委員（事務局案） 委員全会一致 承認

【協議事項】

（1）鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の改正について…資料1、2、3

- 協議事項（1）鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の改正について、事務局から説明をお願いします。

（資料1、資料2、資料3について事務局説明）

■ 資料の1、2、3について、まとめて報告いただいた。まずは事業者に対する視点が入ったということが大きなところ。労働施策総合推進法と男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、様々なところに、ハラスメントなど様々な人権に関わる状況が発生し、法改正があっている。それではご意見を伺う。

○ 確認だが、ここでいうところの事業者というのは、障害者差別解消法でいうところの事業者とその範囲はイコールという理解でよろしいか。例えば、個人事業主も、障害者差別解消法ではその範囲に入る。市の条例ではどの範囲までを想定しておられるのかを確認したい。

● 現段階で考えている事業者は、営利活動を行う企業だけでなく、幅広く、NPO法人などの団体や任意団体も含めたところで事業者というふうに考えていますが、改めて事務局の認識を整理します。

- 事業者について、市民に明確にするために、何か補足を加えたらどうか。
- 事業者の内容について、改正事項についての解説に説明を入れるようにします。
- 資料1のアンケート結果をみると、県の条例と比較してご意見をいただいている。条例の具体的な踏み込み方と、そうではない条例づくりっていうものもあるというご意見かと思う。市の条例第3条と比べると、県はかなりそこから踏み込んで具体的な項目を挙げるという作り方になっているが、鳥取市の条例の場合は、この線で止めておくというのが妥当というふうに考えますので、基本的にそういう流れの判断基準を使えばいいのかなというふうに思っている。あとは、第3条では、市民に自らも主体的かつ積極的にと、市民に対しての役割も求めているが、それでは行政の役割としては、そういう働きかけを市民に対してどれだけやっているのか、その辺の検証をまた別の機会ですべきで、それがこの委員会の役割ではないかと思う。
- ご意見ありがとうございます。第3条市民の役割については、このたびの条例改正案の中身ではないため、全般的なご意見として受けとめさせていただきます。
- 改正案第2条第2項、「犯罪被害者及びその家族」のところ、犯罪被害者等基本法には「犯罪被害者等」について、「犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。」と規定されている。鳥取市の被害者支援条例でも法と同じ記載が良いのではないか。条例を読むときにその範囲について混乱を招く恐れがある。
- 犯罪被害者等基本法の表示にあわせていくよう文言を検討します。
- 資料1のアンケート調査について、年代別にどのような意識の違いがあったのか分かればよいと思う。それから、問4、学校での人権教育が特に必要であると市民の感覚としても取り挙げられて、パーセンテージも高い。市教委でも、学校独自でも人権教育はやっていると思うが。
- 学校教育の方はどうなっているかということ。
- 市教育委員会は平成31年に、学校教育で推進する人権教育の基本方針（学校人権教育推進プラン）を出してる。市長部局の人権推進課が進めている人権施策基本方針とは別に、教育委員会の学校教育課が作り進めている。一般市民の方に向けてと、学校教育での人権教育を、並立して説明していくということでもいいと思う。
- アンケート調査結果について、年代ごとでも数値を出し、年代別の分析をしてみたいと思います。ありがとうございます。

【報告事項】

(1) 鳥取市人権施策基本方針第3次改訂について…資料4、資料5

■ 報告事項(1) 鳥取市人権施策基本方針第3次改訂について、事務局から説明をお願いします。

(資料4、資料5について事務局説明)

○ スケジュールについて、協議会が5回の予定ということで、相当、会議に出席しなければいけないということと思う。なるべく会議をコンパクトにさせていただいたら。お忙しい方もたくさんおられると思うので。

● 部会は、グループに分かれて意見交換をしていただくよう考えています。皆さんお忙しいと思いますので、部会でお集まりいただくのが難しい場合は、レポート形式でそれぞれご意見を提出していただき、事務局の方で取りまとめるというような形も考えています。

○ アンケートにも関連して、必要と思う取組で「企業等の職場における人権啓発の推進」がある。私は、県のあいサポートメッセンジャーとしてあいサポート運動に関わり、企業や団体に出かけて行き、人権についてお話をさせていただく機会があるが、割とあいサポート運動は1回研修をやったら何年間はやらない、一過性のものとなり、従業員の意識が希薄になっていくということがある。運動として企業や団体に浸透しつつあるが、進んでいないという面も県社協さんの課題にはなっている。

それともう一つ、今年、町内会で人権推進員になり、小地域座談会(懇談会)を企画してやったが、ほとんど参加者がいない。動員をお願いしてやっと集まるみたいなことで、やはり地域においてもそういった意識が希薄になりつつあり、座談会自体が形骸化しているんじゃないかということを実感している。

○ 人権施策基本方針には、例えば、子どもの人権、障がいのある人の人権というふうな言葉で分けてあるが、実は、乳幼児期から障がいがあり障がい児と称されているケース、その中で医療とか、福祉とか、教育などからの支援、鳥取市の財政的な支援、人的な支援をいただいているというのが実情。ここで議論していることが持ち帰られて、福祉部局や、外部の医療関係者の方により、政策への関わりなりが整理されていくと思うが、それが見えないので。進めていくときに、縦割りというか、子ども、障がい、高齢者、それぞれのジャンルでたくさんの課題があるが、縦じゃなくて横にも繋がりがあがる。その辺が市民の皆さんがわかりにくくなっている理由だと思っている。今も小地域座談会への参加率の話があったが、そこに医療や福祉関係の皆さんはいらっしやらない中で、話し合いをすることがとても難しいと思う。そういった課題を頭の中に入れて、ぜひ皆さんとの協議、部会での話し合いを進められたらと思います。

● この後、地域共生社会の実現に向けてという資料を用意しておりますが、今おっしゃっていただいたように縦割りをなくすという取組が、地域共生社会において益々必要だと思っています。学校教育のことも含め、これから関係課と全般的に施策を見直すという作業もしていく予定ですので、なるべく市民の皆様にはわかりやすいようにご提示していきたいと考えます。

○ アンケート結果から、市民がこの条例の存在を知らないということがあった。この条例や基本方針がどういう位置付けで、教育委員会はどういうものがありという体系図のようなものがあれば、皆さんわかりやすいのかなと思う。先ほど言われたように、子どもの枠組、障がい児という枠組とか、そこはいろいろなことが絡んでくるので難しい面もあると思うが。

(2) 犯罪被害者等支援条例の制定について …資料6

■ 協議事項(2) 犯罪被害者等支援条例の制定について、事務局説明をお願いします。
(資料6について事務局説明)

■ 報告ということでありましたが、皆様の方からご質問等ございますか。

委員：特に質問等なし

(3) 社会的孤立問題の取組について …資料7

■ 報告事項(3) 社会的孤立問題の取組について、事務局説明をお願いします。
(資料7について事務局説明)

■ 社会的孤立問題の取組について、全国的にもこの重層的な取組の体制づくりというのは、先進的な事例ではないかと思う。独りにさせない、取り残さない、といった取組の一環として、様々な分野に関わる拠点的なところになるのかもしれない。ご意見、ご質問などございませんか。

○ 相談支援員や包括化推進員は、どういう方がなられるのか。経験や資格などお尋ねする。

● 相談支援員、相談支援包括化推進員、地域共生活動参加支援員、いずれも資格要件を設けています。社会福祉士の資格、心理的カウンセラーの資格などをまず要件とし、経験ということでは、例えば、社会福祉協議会にお勤めであったとか、地域食堂の取組に長年関わってこられたとか、その担当事業に即した形のご経験をお持ちの方を採用させていただいています。

○ 民生児童委員とこのつながりサポーターの役割というのは、民生委員さんの方は個

別に、つながりサポーターの方はつなげるために広くというイメージがありますが、それでよろしいか。

● まさにイメージとしてはそのようなイメージです。つながりサポーターは、地域の近所の人で、困難を抱えたり孤立しておられる方にいち早く気づいていただき、支援機関等にすすめていただくというようなことをお願いしたいと考えており、それ以上の個別の支援にあたるというふうなところまでは想定していません。

○ 関連して。その人たちには活動拠点のようなものができるんですか。

● つながりサポーターは、例えば認知症サポーターのような形で、まずは、社会的孤立のことについて認識を深めてご理解いただくという、そういった市民の方をたくさん増やしていくことを考えていますので、どこかに定例的に集まるといったことはイメージしておりませんが、例えば人権福祉センターであるとか包括支援センターであるとか、今、地域に相談支援の窓口もたくさん置かれておりますので、あらかじめサポーターの皆さんにはそれらをご紹介しておき、何か気づいたら、どこか繋がりやすいところに話をつないで欲しいというようなことをお願いしていくよう考えています。

○ その事業そのものは大切だと思うが、基本的に相談に来られる方には対応できるが、実際、困難であることを相談できない方、本当に困っている人が相談しきれない実態が多く見られると思っています。そういう人たちにどうアプローチするのか、そこが大きな問題だと思いますので、この事業でサポーターを増やすことも大事ですが、相談に来られない方、そこにアプローチしてください。

■ 大変重要な視点ではないかというふうに思います。苦しければ苦しいほど声に出せない、そういう方々がいらっしゃるのは事実ですので、そういう方にアプローチできるような体制というのが今後必要になってくるだろうと思います。

○ 民生委員、児童委員と、つながりサポーターとの連携がとても重要になってくると思う。これ、すごく重なっていくだろうなと思ひまして、その辺の整理をお願いしたい。

● 今回つながりサポーター第1回の研修を開いた。地域食堂や認知症カフェのボランティアの方、地域で福祉関係の活動をされている方が主にいらっしゃるのかと思っていたら、割と専門職の方や民生委員さんも参加され、社会的孤立のことについて学びたいという方がたくさんいらっしゃった。今後、受講者の中には、民生委員や専門職の人など、多少重なったようなところも出てくるというふうに思っています。ただ、役割としては、個別の支援をとということではなく、自ら声を発することができない方をこちら側からアウトリーチしていこうという取組ですので、専門の支援機関だけではなかなか手が届かないところを、市民の皆さんにもご協力いただいて、体制づくりを行っていこう

と考えているところです。

○ 関連して。障がい者の方でいうと、将来、親亡き後の生活っていうのが一番の心配になる。どうやって生きて行くのかっていうことを本当に毎日考えておられる。その中で今使わせていただいているのが成年後見人制度。ただし、この制度、利用率も非常に低くて。今日初めてこの話聞きましたので、独り暮らしの高齢の方が主だと思いますけど、障がいのある高齢の方もぜひ対象にさせていただくような取組だったら嬉しいと思います。

■ ありがとうございます。他にはないでしょうか。よろしかったですか。そうしますと、以上で本日の議事がすべて終了いたしました。皆様のご協力のおかげで務めることができました。皆様お疲れさまでした。